

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成29年6月定例会

	議案の 件名	議案第28号 交野市立学校いじめ対策審議会条例の制定に ついて	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、学校設置者の責務が明確化されたことから、その調査にあたり、附属機関として必要な事項を定める。		守口市 「守口市立学校いじめ防止対策審議会」 枚方市 「枚方市学校いじめ対策審議会」 寝屋川市 「寝屋川市いじめ問題対策委員会」 大東市 「大東市いじめ問題対策委員会」 門真市 未設置 四條畷市 「四條畷市いじめ問題対策委員会」					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及び事案があれば報酬〉					
「交野市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合、第三者性を確保しつつ、事実関係の確認、原因と課題を明らかにし、いじめ防止等の対策を実効的に行うことを目的として、交野市立学校いじめ対策審議会を設置するため、条例を制定しようとするものである。		将来的な効果として、重大ないじめ事案が生起したときに迅速な対応ができる。 事案が生起した場合には、条例に定める委員報酬が必要となる。					
		〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
平成25年10月に学校教育に係る「交野市学校教育ビジョン」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めてきた。 また、平成29年4月から5月にかけて「交野市いじめ防止基本方針（素案）」について、パブリックコメントを実施し、その後、「交野市いじめ防止基本方針」とした。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		安心して子どもを生き育てることができる。 地域や学校、家庭が協力して、子どもの健やかな成長を支えている。 子どもたちの未来に明るい希望がある。			
		〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）			
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称	交野市学校教育ビジョン				
		策定年度	平成25年10月				
		計画期間	平成26年度～平成35年度				
		〈政策等の実施時期〉		平成29年7月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		学校教育部	指導課	有 ・無（条例案他）			

交野市立学校いじめ対策審議会条例の制定について

1. 制定の趣旨

いじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合、速やかに事実関係を調査し、審議することを目的に「交野市立学校いじめ対策審議会」を設置したため。

2. 制定の概要

○交野市立学校いじめ対策審議会設置について（第1条関係）

- ・いじめ防止対策推進法第14条第3項の附属機関として設置することを定める。

○所掌事務について（第2条関係）

- ・市立小中学校におけるいじめ防止等の対策に関する事項及び重大事案に係る事実関係を調査審議することを定める。

○組織について（第3条関係）

- ・審議会は、委員6人以内をもって組織することを定める。

○任期について（第4条関係）

- ・委員の任期は、2年とし、再任されることができるとを定める。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○会長について（第5条関係）

- ・会長及び副会長を置くことを定める。

○会議について（第6条関係）

- ・会議は、会長が召集し、会長がその議長となることを定める。

○会議の非公開について（第7条関係）

- ・審議会の会議は、非公開とする。

第 8 条 守秘義務について (第 8 条関係)

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない旨を定める。

第 9 条 庶務について (第 9 条関係)

庶務は、学校教育部において処理することを定める。

第 10 条 委任について (第 10 条関係)

審議会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

3. 施行期日 (第 11 条関係)

平成 29 年 7 月 1 日